－ 御坊市から転出される方へ －

新しい住所に住み始めた日から１４日以内に、転入届をしてください。

転入届には、「転出証明書」※1 ※2 が必要です。

その他必要なもの等については、転入先の市区町村役場へお問い合わせください。

※1 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した転出手続きをされた方は、そのカードが転出証明書の代わりになります。
必ずカードを持参して転入届をしてください。また、手続きの際に暗証番号を使用しますので、事前にご確認ください。

※2 転出予定日や転出予定地に変更があった場合でも、転出証明書はそのまま使用できます。

✤市民課からのお知らせ

- 印鑑登録は自動的に廃止になります。印鑑登録証（緑色のカード）を市民環境課へ返納していただくか、ご自身で廃棄してください。
- マイナンバーカード交付申請中（カード受取前）の方は、転入先の市区町村役場で改めて申請手続きを行ってください。
- 転出しなくなった場合は、市民環境課で転出取消の届出をしてください。 **必要なもの** 転出証明書、本人確認書類（運転免許証等）

✤必要な手続きはありませんか？

御坊市役所の主な窓口					
国民健康保険、後期高齢者医療保険 国民年金、老人医療、予防接種（大人）	保険年金課 ☎ ２３－５５３０	２階 ㉑～㉖	児童手当、児童扶養手当、保育園 乳幼児医療、子ども医療、 ひとり親家庭医療、未熟児養育医療	こども支援課 ☎ ５２－５０３３	２階⑧
			母子健康手帳、妊婦健康診査、 予防接種（子ども）	こども支援課 ☎ ２３－２５２５	２階⑨
介護保険	健康長寿課 ☎ ２３－５８５１	２階⑥	福祉手当、福祉サービス、障害者手帳 重度心身障害児者医療	社会福祉課 ☎ ２３－５５２０	２階⑦
清掃センターへのごみの持ち込み	市民環境課 ☎ ２３－５５００	２階 ⑪～⑫	幼稚園、小学校、中学校	教育課 ☎ ２３－５５２６	３階
水道の閉栓等（電話連絡要） 【場所　藤田町藤井 2323 番地】	上下水道事務所 ☎ ２２－０９４２		はたちのつどい（成人式）	教育課 ☎ ２３－５５２５	３階

〒644-8686　和歌山県御坊市薗 350 番地２　御坊市 市民環境課［２階⑬］　TEL（０７３８）２３－５５００　FAX（０７３８）２４－３２５５